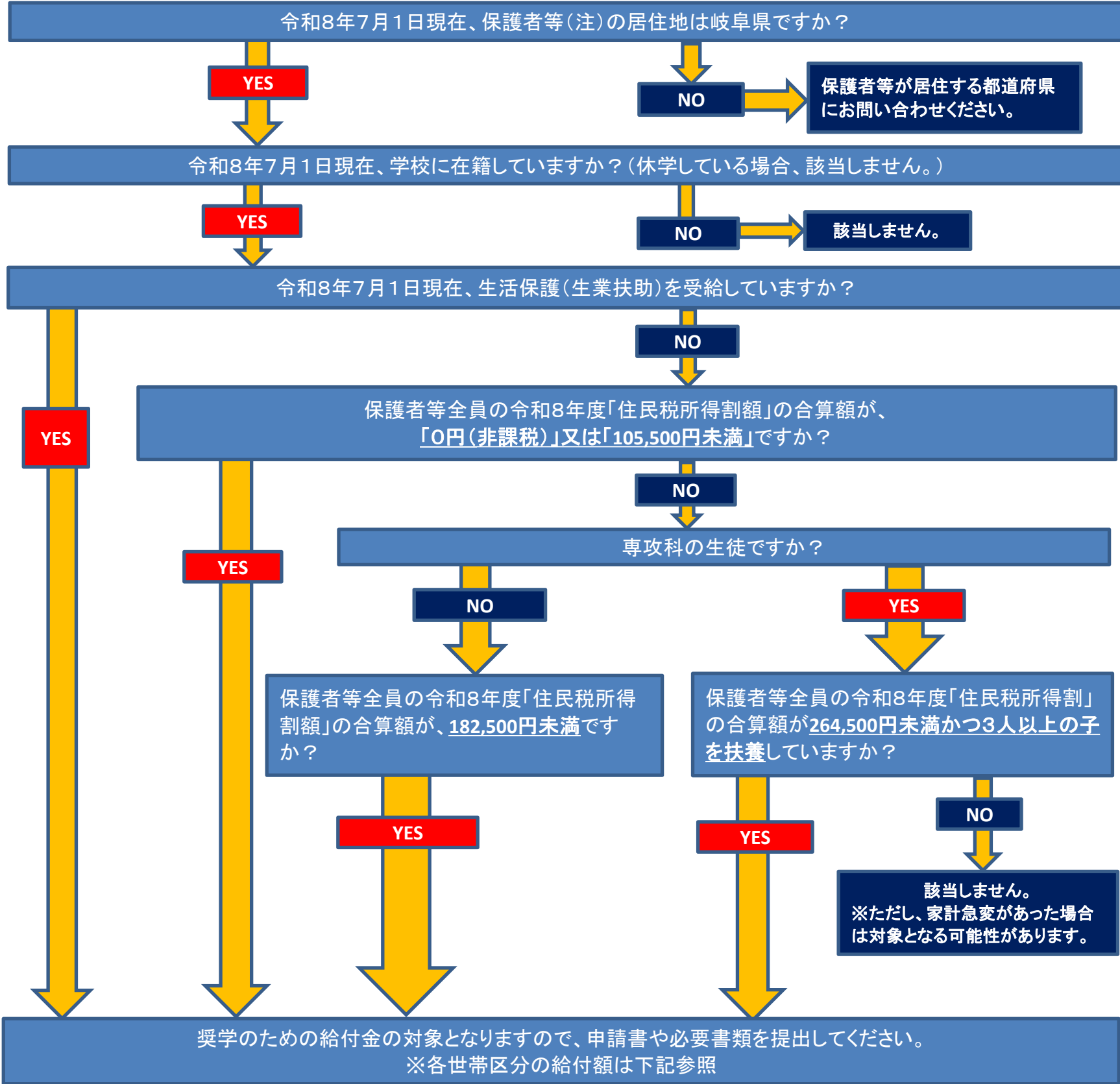


奨学のための給付金 対象確認シート

※7月1日時点で認定を行う場合



給付額について

世帯区分	全日制・定時制	通信制	専攻科
①生活保護受給世帯	52, 600円		52, 100円
②非課税世帯	152, 000円	52, 100円	
③住民税所得割の合算額が 105,500円未満の世帯	50, 670円	17, 370円	17, 370円
④住民税所得割の合算額が 105,500円以上182,500円未満の世帯	38, 000円	13, 030円	13, 030円
⑤住民税所得割の合算額が264,500円未 満かつ扶養する子が3人以上の世帯			

(注) 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)となります。

【国籍要件】

次の①～⑦のいずれにも該当しない場合は、生活保護受給世帯又は非課税世帯のみが対象となります。
ただし、専攻科の生徒は支給の対象とはなりませんが、金額が少なくなる場合があります。

①日本国籍 ②特別永住者 ③永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者